

令和4年7月12日

学内公認団体関係者各位

学生部長 徳重 あつ子

新型コロナウイルスの急激な感染拡大について（注意喚起）

新型コロナウイルス「オミクロン株 BA.5 等の変異株」の急激な感染拡大により、学友会公認団体においても感染者が急増している状況です。全国的には多くの大会や行事が行われる時期になりますが、**熱中症に留意しながら**一人ひとりが強い警戒心を持って感染拡大防止に努めてください。

記

活動（練習）内容について条件・遵守事項

- 1) 各団体において自主点検を行い、活動の必要性を再検討する。活動を行う場合は、以下の事項を遵守すること
- 2) 各競技団体や関係機関が作成している感染対策に関するガイドラインを遵守すること
- 3) 「3つの密」及び「5つの場面」の回避対策を講じること（**更衣、飲食の際は特に注意をする、更衣室を含め、活動場所の換気はこまめに行うこと**）
- 4) 各自の体調管理の徹底、PCRセンターを利用した全部員の定期的なスクリーニング検査実施
- 5) 参加人数・練習時間を削減する
- 6) オンラインミーティングを利用するなど感染リスクの低減に努める
- 7) 練習終了後は速やかに帰宅する
- 8) 学内飲食の際には「黙食」、会話の際にはマスク着用を徹底する。外での会食・飲み会・懇親会等を厳禁とする
- 9) 練習（活動）参加にあたっては父母等の同意を得ることとし、参加を強制しないこと
- 10) 学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は必要最小限とすること。もしくは最大でも15分以内とすること。連続接触した後は、直ちに顔に触れないよう手指消毒を行うこと
- 11) 全ての練習（活動）中は、**原則的に不織布マスクを着用すること**
- 12) 練習（活動）時間は4時間/日までとし、遅くとも20時00分までに終了すること（これ以上の延長は認めない）。但し、9)のとおり、父母等の同意を得ること
- 13) 合宿や他校との練習試合等の活動は、兵庫県対処方針に沿って制限する。ただし、諸願提出期限を超えての申し出は認められません。練習試合は計画的に立てること
- 14) 発熱、倦怠感、のどの違和感がある等、いつもと体調が異なる時には、登学を控えること

※ これらの遵守事項が守られていないと判断した場合は、感染症対策委員会が活動停止を指示することがあります。

※ 本書に記載の条件・遵守事項に該当しない活動が計画されている場合は、事前に学生部へ相談してください。

※ 詳しくは兵庫県「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（最新更新版）に準じます。次のURL『新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針』内、2学校等（2）県内大学-2.部活動・サークル活動を必ず確認してください。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

以上